

錦江町農業委員会 8 月定例総会会議録

○ 開催日時 令和 3 年 8 月 2 5 日（水） 午後 1 時 3 0 分から

○ 開催場所 本庁 2 階会議室

○ 委員（農業委員 14 人、農地利用最適化推進委員 8 人）

会長	1 番	宿利原 勝吉
会長代理	2 番	鈴 一磨
委員	3 番	徳永 哲朗
委員	4 番	毛下 利美
委員	5 番	鳥越 秀一
委員	6 番	元丸 敏朗
委員	7 番	寺田 郁哉
委員	8 番	貫見 和洋
委員	9 番	内菌 雄治
委員	1 0 番	鍋 康博
委員	1 1 番	本釜 好子
委員	1 2 番	宿利原 進
委員	1 3 番	安水 純一
委員	1 4 番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内菌 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席

農業委員 徳永委員 本釜委員

農地利用最適化推進委員 山中推進委員

○事務局職員 事務局長 落司 毅 書記 折久木まり子・山下 友幸

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

14番 坂元委員

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について 13番 安水委員・14番 坂元委員

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第16号

農地法第3条許可申請について

議案第17号

農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第18号

錦江農業振興地域整備計画全体見直し（修正）について

○事務局長	時間になったようでございます。ただいまから令和3年8月の総会を始めたいと思います。そのまま姿勢を正してください。一同 礼では、憲章朗読を、14番の坂元委員、よろしくお願いいたします。
○坂元委員	憲章朗読
○事務局長	ありがとうございました。次に会長挨拶をお願いします。
○会長	皆さんこんにちは。やっと夏らしく暑くなってまいりましたが、コロナ禍のなかで大変だろうと思いますが、この夏を乗り切っていてもらいたいと思います。本日は、先ほども説明がありましており3名の方が欠席しておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定による総会は成立していることをお知らせします。それでは錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に13番安水委員と14番坂元委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。次に「会務報告について」を議題とします。事務局の報告をお願いいたします。
○事務局長	はい。それでは1ページをごらんいただきたいと思います。 今回の会務報告です。8月5日、農地法事務担当者研修会がございました。続いて11日、錦江町農業者年金受給者会理事会が行われました。そして本日ですけれども、農業委員会8月定例総会ということでございます。会務報告は以上です。
○会長	ただいまの会務報告について質問等はありませんか。
○毛下委員	県の農業委員大会はどうなったでしょうか
○事務局長	後で報告しようかと思っていたのですが、皆様方に出席依頼お願いしておりました8月31日の県農業委員会大会は、コロナが物すごいことになっているということを鑑みまして、県のほうから延期すると連絡が来ております。この延期の期日が、年が明けて、令和4年2月1日に延期という連絡が来ておりますので、この場で報告をさせていただきます。コロナ次第ということもございますが、我々、事務局といたしましては、1人でも多くの方に参加していただきたいというふうに思いますので、できればこの来年の2月1日は、ほかの予定を入れずに、農業委員会大会のほうに出席していただければと思います。
○会長	他にありませんか。
○委員	無し
○会長	無いようですので以上で会務報告を終わり、付議事項に入ります。議案第16号「農地法第3条許可申請について」を議題としますが、ここでお諮りいたします。この議案については、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限により、公平な審議を行うため、関係者である委員の退席を求めなければならないことから、4番と5番を分けて審議したいと思いますがご異議ありませんか。

○委員	異議なし
○会長	異議なしと認めます。それでは4番について事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はい。それでは、3ページをごらんいただきたいと思います。3条の許可申請ですが、受付番号4番、譲渡人が〇〇さん、神川上の方でございます。申請に係る土地が神川字長次郎滝ノ下2,416-1、地目は台帳、現況とともに田でございます。地積は914㎡です。譲受人は〇〇さん、厚ヶ瀬自治会の方でございます。4番については、説明は以上です。
○会長	次に宿利原委員の報告をお願いいたします。
○宿利原委員	譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんの奥さんが姉妹でありまして、今まで〇〇さんのほうで長年耕作していた水田だそうです。何も問題ないと思いますので審議のほうよろしくをお願いします
○会長	ありがとうございました。事務局の説明と担当員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○鍋委員	所有権移転の原因は何ですか
○事務局長	贈与です。
○鍋委員	了解しました
○会長	他にありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。お諮りします。受付番号4番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	異議なし
	異議なしと認めます。したがって、受付番号4番については原案のとおり許可することに決定しました。ここで〇〇委員の退席を求めます。続いて、受付番号5番について審議いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	5番について説明をさせていただきます。譲渡人は〇〇さん、神奈川県の方でございます。申請に係る土地が4筆ございますが、お目通し願いまして、4筆で6,169㎡となっております。譲受人は〇〇さん、宿利原自治会の方でございます。この5番についても贈与でございます。説明は以上です。
○会長	この件について、私のほうで報告をいたします。譲受人の〇〇さんは、〇〇委員の息子さんでありまして、畑などを中間管理機構などで借りておりまして〇〇さんは、神奈川でお医者さんをしておりまして、もう畑が要らないということで、誰かもらってくれる人がいないかということで、ありましたが、中間管理機構をした中で、この人なら大丈夫だと思って、〇〇さんに、もうお金はいらないから。畑をきれいにしたらもう上げますからということで、この件に

	至ったわけでございます。以上、報告をいたします。事務局の説明と担当委員の報告ありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号5番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	異議なし
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号5番については原案のとおり許可することに決定しました。ここで○○委員の入室を認めます。続いて議案第17号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町に対する要請について」を議題としますが、この議案の関係者である○○委員は退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はい。それでは5ページからになります。結構な件数になっておりますが、共通事項として貸し付けに関する日付は同じでございます。小作料金についても有償であったり、貸与であったり、物納であったりしますので、お目通し願いたいと思います。また譲受人は中間管理機構であり、ここの部分も省略し説明させていただきますのでご了承を願いたいと思います。まず、受付番号125番から132番ですが、譲渡人は○○さん、笹原自治会の方でございます。8筆でございますのでお目通し願いまして、合わせて4,655㎡となっております。続いて133番から135番ですが、譲渡人が○○さん、笹原自治会の方でございます。3筆で3,390㎡となっております。続いて6ページですが、136番から142番、貸し人が○○さん、笹原自治会でございます。7筆合わせて3,669㎡となっております。続いて143番から148番、貸し人が○○さん、笹原自治会でございます。6筆合わせて6,132㎡となっております。続いて7ページ、149番から155番ですけれども、貸し人が○○さん、京町自治会でございます。7筆合わせて5,656㎡となっております。続いて156番から158番、貸し人が○○さん、白井自治会でございます。3筆で1,769㎡となっております。続いて159番、貸し人が○○さん、笹原自治会でございます。2,519㎡でございます。続いて160番、貸し人が○○さん、笹原自治会、地籍が257㎡でございます。8ページに移りまして161番から166番、貸し人が○○さん、笹原自治会でございます。6筆合わせて4,017㎡となっております。続いて167番から172番。貸し人が○○さん、大橋上自治会の方です。6筆合わせて2,530㎡となっております。9ページに移りまして、173番から178番、貸し人が○○さん、笹原自治会でございます。6筆合わせて6,268㎡。となっております。続いて179番から183番、貸し人が○○さん、笹原自治会でございます。5筆合わせて4,660㎡となっております。続いて184番、貸し人が○○さん、青山荘の方でございます。地籍が1,078㎡となっております。10ページに移っていただいて、185番から188番、貸し人が○○さん、笹原自治会でございます。4筆合わせて2,717㎡となっております。続いて189番から193番、貸し人が○○さん、笹原自治

会です。5筆合わせて3,585㎡となっております。続いて194番と195番、貸し人が〇〇さん、段中野自治会でございます。2筆で1,796㎡となっております。11ページに移っていただきまして196番から204番、貸し人が〇〇さん、笹原自治会でございます。9筆合わせて7,675㎡となっております。続いて205番から207番、貸し人が〇〇さん、笹原自治会の方でございます。3筆合わせて1,407㎡となっております。12ページに移っていただきまして、208番から214番、貸し人が〇〇さん、笹原自治会でございます。7筆合わせて4,338㎡となっております。続いて215番から218番、貸し人が〇〇さん、笑喜自治会の方でございます。4筆合わせて2,003㎡となっております。このページの1番下の番号が抜けておりますが、218-1と番号を振っていただきたいと思えます。貸し人が〇〇さん、上原自治会の方でございます。地積は290㎡となっております。13ページに移っていただきまして219番から221番、貸し人が〇〇さん、笹原自治会の方でございます。3筆合わせて2,341㎡となっております。続いて222番から224番、貸し人が〇〇さん、笹原自治会の方でございます。3筆合わせて1,888㎡となっております。次に225番から227番、貸し人が〇〇さん、笹原自治会の方でございます。3筆合わせて1,064㎡となっております。次に228番、貸し人が〇〇さん、笹原自治会でございます。地積が1,148㎡となっております。続いて229番、貸し人が〇〇さん、愛知県の方でございます。地積が604㎡でございます。14ページに移っていただきまして、受付番号が230番と231番、貸し人が〇〇さん、笹原自治会でございます。2筆あわせて1,269㎡でございます。続いて232番と233番、貸し人が〇〇さん、東大原の方でございます。2筆合わせて3,874㎡となっております。続いて234番から236番、貸し人が〇〇さん、笹原自治会でございます。3筆合わせて3,698㎡となっております。続いて237番から239番、貸し人が〇〇さん、大阪府の方でございます。3筆合わせて1,137㎡となっております。15ページに移っていただきまして240番と241番、貸し人が〇〇さん、錦江園の方でございます。2筆合わせて2,088㎡となっております。次に242番から247番、貸し人が〇〇さん、鳥井戸自治会の方でございます。6筆合わせて3,410㎡となっております。次に248番、貸し人が〇〇さん、笹原自治会でございます。地積が2,662㎡となっております。249番と250番、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。2筆合わせて999㎡でございます。16ページに移っていただきまして、251番から255番、貸し人が〇〇さん、霧島市の方でございます。5筆合わせて4,281㎡となっております。次に256番、貸し人が〇〇さん、半下石自治会の方でございます。地籍が572㎡でございます。続いて257番と258番、貸し人が〇〇さん、三重県の方でございます。2筆合わせて880㎡でございます。次に259番、貸し人が〇〇さん、長崎県の方でございます。地積が1,146㎡でございます。続いて260番と261番、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。2筆合わせて959㎡となっております。17ページに移っていただきまし

て、262 番から 265 番、貸し人が〇〇さん、南大隅町の方でございます。4 筆で 6,055 ㎡でございます。次に 266 番から 269 番、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。4 筆合わせて 2,137 ㎡となっております。次に 270 番、貸し人が〇〇さん、南大隅町の方でございます。地積が 1,085 ㎡となっております。続いて 271 番から 272 番、貸し人が〇〇さん、壱崎自治会の方でございます。2 筆合わせて 1,337 ㎡でございます。18 ページに移っていただきまして、273 番と 274 番、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。2 筆合わせて 2,581 ㎡。となっております。次に 275 番、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。地積が 988 ㎡。次に 276 番から 280 番、貸し人が〇〇さん。鹿屋市の方でございます。5 筆合わせて 4,059 ㎡となっております。次に 281 番から 282 番。貸し人が〇〇さん、笹原自治会でございます。2 筆で 1,839 ㎡でございます。283 番、貸し人が〇〇さん、東中郡の方でございます。地籍が 1,214 ㎡となっております。19 ページに移っていただきまして、284 番、貸し人が〇〇さん、馬場中原自治会の方でございます。地積が 1,092 ㎡でございます。続いて 285 番と 286 番、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。2 筆あわせて 2,003 ㎡となっております。次に 287 番と 288 番、貸し人が〇〇さん、笹原自治会でございます。2 筆で 992 ㎡でございます。次に 289 番から 291 番、貸し人が〇〇さん、安水自治会の方でございます。3 筆合わせて 2,066 ㎡となっております。次に 292 番と 293 番、貸し人が〇〇さん、段中野自治会でございます。2 筆合わせて 2,325 ㎡となっております。20 ページに移っていただきまして、294 番から 300 番、貸し人が〇〇さん、笹原自治会でございます。7 筆合わせて 3,073 ㎡となっております。次に 301 番から 303 番、貸し人が〇〇さん、愛知県の方でございます。3 筆合わせて 2,709 ㎡となっております。21 ページ。304 番から 308 番、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。5 筆合わせて 3,708 ㎡でございます。次に 309 番と 310 番、貸し人が〇〇さん、笹原自治会の方でございます。2 筆合わせて 1,316 ㎡でございます。続いて 311 番、貸し人が〇〇さん、笹原自治会の方でございます。地積が 397 ㎡となっております。最後に、先ほど資料での追加で申し上げたとおり、312 番として、貸し人が〇〇さん、川南自治会、地籍が 813 ㎡ということでございます。最初で説明するのを忘れておりましたが、全て笹原集落にある農地でございます。そして、ほとんどの農地が、㎡単価 5,000 円で設定してあるということでございます。説明は以上です。

○会長	事務局の説明がありましたが、何か質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。議案第 17 号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	異議なし

	<p>異議なしと認めます。したがいまして議案第 17 号については原案のとおり許可することに決定しました。ここで鈴委員の入室を求めます。続いて議案第 18 号錦江町、農業振興地域整備計画の見直しを審議いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>はい、では総会資料のほうは 23 ページをお開きいただいて、冒頭でお願いしました農用地除外検討一覧の別資料をごらんいただければと思います。一番上に農用地除外検討一覧と表示してある資料でございます。まず、農業振興地域の整備計画全体見直しに係る意見聴取ということでございますが、真ん中より下のほうにこの資料で補足と書いてございますが、今回大隅地域振興局と事前調整を行い、以下の地番を追加で除外しましたと。いうふうな記載があると思います。その下に括弧書きで追加除外対象予定地とありまして、地番がここには六つ書いてございます。1,633-1、1,637-1、1,639-1、1,640-1、1,641-1、4,956 とありますが、皆様方に総会資料を郵送した後に、農振担当からまた修正依頼がございまして、1 番最初の 1,633-1 については、南部開発の水の受益地だったということで「農振から外せない」ということでございまして、本日の検討といたしましては、2 番目の 1,637-1 から 4,956 までを、検討していただきたいということでございます。それぞれの地番と場所につきましては、別資料をごらんいただきたいと思います。2 枚目に写真がつけてございます。この 2 枚目の写真の、左側の上に、若干建物が見えると思いますが、これが「すずしろの里」でございます。真ん中より下に若干大き目の道路がございまして、塩屋から町の運動公園に上がっていく道路でございます。ということはおそらく「すずしろの里」への入り口にある場所を農振地域から外すということで、皆さん方の資料には、1 番広いほうの土地もまだ囲ってありますが、この広いほうの土地が先ほど申し上げた南部開発の水の受益地であり、給水栓が付けてある土地ということで、今回の除外には含めずに、下のほうの、狭いほうの 4 筆と、3 枚目の写真が半下石自治会にある農地でございまして、赤で囲ってあるところが、今回、農振から除外するという場所でございます。皆さん方わかるかと思いますが、田代から池田に抜ける道路が、この左側から通っているこの道路でございます。そこから、田代方向から来ると、右側の場所にある農地を今回外すということで、「すずしろの里」の入り口にある 4 筆と、半下石のこの農地を農振から外すということで意見を求められておりますので、検討をお願いしたいと思います。</p>
○会長	事務局の説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め、採決いたします。お諮りします。議案第 18 号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	異議なし

○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第 18 号については原案のとおり決定しました。以上で令和 3 年 8 月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。
○事務局長	それでは、以上で 8 月の定例総会を終了いたします。姿勢を正してください。一同、礼。ご苦労さまでした。

錦江町農業委員会会議規則第 23 条第 2 号の規定により署名する。

会 長

13 番

14 番

議事録調整者